

令和7年度三木町子育て応援給付金（物価高騰支援）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年6月20日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第60号

令和7年度三木町子育て応援給付金（物価高騰支援）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に直面する子育て世帯等を支援するための給付措置として実施する、三木町子育て応援給付金（物価高騰支援）（以下「子育て応援給付金」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子育て応援給付金 前条の目的を達成するために、三木町（以下「町」という。）によって支給される給付金をいう。
- （2） 支給対象者 別記第1に掲げる子育て応援給付金が支給される者をいう。
- （3） 一般支給対象者 18歳以下までの児童（平成19年4月2日から令和7年4月30日の間に生まれた児童をいう。以下同じ。）に係る支給対象者のうち、町が支給している児童手当の受給記録等を基に、子育て応援給付金の支給の申込みを行う者をいう。
- （4） 新生児 令和7年5月1日から令和8年4月1日までに生まれた児童のことをいう。なお、母子保健法（昭和40年法律第141号）に定める出生後28日未満の児童に限らない。
- （5） 新生児支給対象者 新生児の養育者をいう。
- （6） 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

（子育て応援給付金の支給等）

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て応援給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て応援給付金の金額は、対象児童1人につき1万5千円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第4条 町は、一般支給対象者に対し、子育て応援給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て応援給付金の受給の拒否を様式第1号により届け出ることができる。

3 町長は、申込みから1週間以内に前項の届出がない一般支給対象者については、速やかに支給を決定し、当該一般支給対象者に対し、子育て応援給付金を支給する。

（一般支給対象者等に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和7年5月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に

当たって指定していた口座等を解約等しており、子育て応援給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 町が把握する令和7年5月分の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式、又は支給対象者のうち児童手当指定振込口座を把握できない者が、様式第2号又は様式第3号により指定した口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第6条 支給対象者のうち、町が子育て応援給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者に対して支給する本給付金に係る町申請受付開始日は、支給対象者ごとに（同日の場合を含む。）第3項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和8年3月16日を目途に町長が別に定める日とする。

3 支給対象者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児支給対象者は、新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求等、出生に伴う手続きと併せて様式第4号により子育て応援給付金の申請を行った者については、児童手当振込指定口座に本給付金を振り込むこととする。児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、様式第4号により別途本給付金について申請を行った場合には、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、様式第4号に記載された振込指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に本給付金を振り込むこととする。なお、以前及び現在の児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に子育て応援給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、町長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

2 申請及び支給に関しては前条第3項及び第4項を準用する。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第6条第1項及び第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、子育て応援給付金を支給する。

(子育て応援給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、子育て応援給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条の申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に子育て応援給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、子育て応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 子育て応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

- 1 三木町子育て応援給付金（物価高騰支援）（以下「子育て応援給付金」という。）は、令和7年4月30日の基準日において、令和7年5月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）（以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者、児童手当の認定請求又は額改定請求を行っていないため、認定を受けていない18歳以下までの児童を養育している者、基準日において三木町に住民登録はないが、三木町に住民登録のある児童を養育している者及び令和7年5月1日から令和8年4月1日までに出生した新生児を養育している者については、子育て応援給付金を支給する。
- 2 1の規定にかかわらず、子育て応援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て応援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 令和7年4月30日の基準日（以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により子育て応援給付金を支給される者が、当該者に対して子育て応援給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に18歳以下までの児童を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から子育て応援給付金の支給が決定するまでの間に、受給者等に係る18歳以下の児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している18歳以下までの児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる18歳以下の児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる18歳以下の児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）
③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定するまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別に行っている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

第1に規定する者（以下「支給対象者」という。）に支給される子育て応援給付金の対象児童（子育て応援給付金の支給額算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア～オに掲げる者とする。

- ア 支給対象者に支給される令和7年5月分の児童手当に係る児童
（所属庁から児童手当を受給している公務員世帯の児童、児童手当の認定請求又は額改定請求等を行っていないため、児童手当を受給していない世帯の児童を含む。）
- イ 基準日において本町に住民登録がない支給対象者に養育される児童
- ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生の施設入所等児童
- エ 令和7年5月1日から令和8年4月1日までの間に出生した児童
- オ その他、町長が認める児童

令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)受給拒否の届出書

受付印

三木町長 殿

- 1, 私は、「令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に添付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

本人確認書類添付箇所

※マイナンバーカード、運転免許証等の写し

令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)
支給口座登録等の届出書

令和7年5月分の児童手当支給市区町村
三木町長 殿

受付印

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	生年月日	現住所(住民票所在地)
	昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡先

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

下記の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1. 届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※窓口での現金支給を希望します。 □⇐(左のチェック欄への記入をお願いします。)

※金融機関の口座をつくれない方等、どうしても口座による受取が出来ない方は、その理由を下記に記入し、本人確認資料を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第3号(第5条関係)

一般支給対象者

令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)申請書

受付印

令和7年4月30日時点の住民票所在市区町村

三木町長 殿

1. 申請者

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無	有 ・ 無	
(フリガナ) 氏 名	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
	昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

No.	(フリガナ) 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居・別居 の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1			平成・令和 年 月 日	同・別	
2			平成・令和 年 月 日	同・別	
3			平成・令和 年 月 日	同・別	
4			平成・令和 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については令和7年4月30日時点の状況を選択してください。

4. 必要書類

下記の書類をご準備ください。

① 振込先が分かる申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

② 申請者の本人確認ができるもの

③ 対象児童との関係がわかる書類
児童の戸籍謄本(申請者または児童の住民票が町外にある場合)

【誓約・同意事項】

(1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。

(2)令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

(5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。

(6)給付金の支給後、令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)を返還します。

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格 A 列 4 番)

5. 受取方法

口座をお持ちでない方や児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支 店 名		分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所		1普通 2当座		
金融機関番号		店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、児童手当振込口座を指定していない方は、下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ☐

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第4号(第7条関係)

新生児

令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)申請書

住民票所在市区町村

三木町長 殿

受付印

1. 申請者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日

令和 年 月 日

(フリガナ)

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

申請者の現住所(住民票所在地)

電話 ()

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無

有 ・ 無

(フリガナ)

氏 名

生年月日

昭和・平成 年 月 日

配偶者の現住所(住民票所在地)
※申請者と同じ場合は記入不要

電話 ()

※裏面の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

支給対象となる新生児児童(令和7年5月1日から令和8年4月1日までに出生した児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同居・別居 の 別	住所(別居の場合のみ記入)
1			令和 年 月 日	同・別	
2			令和 年 月 日	同・別	
3			令和 年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

4. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座となっています。)へ振り込みます。
公務員の方等は下記に記載の上、届出をお願いします。また振込先金融機関口座確認書類を添付してください。
※なお、口座開設が出来ない等、児童手当振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口 座 名 義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。
○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄 ➡ ☐

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格 A 列 4 番)

【誓約・同意事項】

- (1)申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2)令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の支給後、令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、令和7年度三木町子育て応援給付金(物価高騰支援)を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し